

設計部課名	建設部建築住宅課
設計年月日	令和3年5月21日

設計書
(閱 覧 用)

工 事 名 (業 務 名)	新伊達博物館建築設計業務		
施 工 場 所	宇和島市天赦公園	本設計書数量ハ参考数量トスル	
完 成 予 定 日	令和 年 月 日	履 行 期 間	600 日 間

建築設計業務委託仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (新伊達博物館建築設計業務)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (新伊達博物館(仮称))

(2) 敷地の場所 (宇和島市天赦公園 101 番 1、他)

(3) 施設用途 (博物館)

※屋外施設(駐車場、広場、身障者用便所、囲障、排水設備等)を含む
「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型
・十二号 第2類

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については全て適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

(a) 敷地の面積 (新博物館・広場エリア 概ね 12,000 m²)

(現博物館側駐車場エリア 概ね 900 m²)

(b) 用途地域及び地区の指定 (新博物館・広場エリア：第一種住居地域 都市公園内)

(現博物館側駐車場エリア：近隣商業地域(準防火地域))

※都市公園内の建築物の建築面積の限度について

・都市公園法関係法令及び宇和島市都市公園条例により、陳列館(博物館等)の建築面積は都市公園の敷地に対して12%以下とすること。

・都市公園(天赦公園)面積：25,088.55 m²

(計画地隣接の天赦園を含む)

・都市公園内既存建築物の建築面積の合計：203.78 m²

(当該事業により解体予定の身障者用便所 37.91 m²を含む)

(2) 施設の条件

【伊達博物館 建設】

(a) 施設の延べ面積 (概ね 4,000 m²)

(b) 主要構造 (RC造)

(c) 耐震安全性の分類

① 構造体 II類

② 建築非構造部材 B類

③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による。(以下同じ)

【公園内トイレ 建設】

- (a) 施設の延べ面積 (概ね 40 m²)
(b) 主要構造 (木造)
(c) 耐震安全性の分類
① 構造体 III類
② 建築非構造部材 B類
③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）による。（以下同じ）

【身障者用便所 解体】

- (a) 施設の延べ面積 (37.91 m²)
(b) 主要構造 (RC造一部木造)

(3) 建設の条件

- (a) 予定工事費
約 2,590,000 千円（税別） 宇和島市伊達博物館改築事業基本計画時概算
（上記金額には、建築工事費、液状化対策費、外構費（銅像移設を含む）、敷地内解体整備費、を含む。
展示工事費、資料移設費、備品費、開館準備費、既存博物館解体費は含まない。）
- (b) 予定建設工期
建築工事：令和 6 年 1 月～令和 7 年 6 月 予定
展示工事：令和 6 年 1 月～令和 7 年 12 月 予定

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ・宇和島市立伊達博物館改築事業基本構想
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/24646.pdf>
- ・伊達博物館改築事業基本計画 令和 3 年 2 月策定
<https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/attachment/32485.pdf>
- ・設計概要書 (教育委員会 文化・スポーツ課)

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日付け国営整第 176 号（最終改訂 平成 31 年 3 月 29 日国営整第 200 号）による。
上記共通仕様書内の「調査職員」を「監督職員」と読み替える。

新伊達博物館設計支援（CM）業務（以下「CM 業務」）により発注者支援業務を行う「コンストラクション・マネジャー」（以下「CM r」）が当該業務に参画する。監督職員並びに CMr の指示に対応のこと。

当該業務と並行し新伊達博物館展示設計業務を実施する。相互調整を図りながら業務遂行すること。

新伊達博物館展示設計業務並びに CM 業務の受注者と連携し、円滑な業務進捗を図ること。
当該施設においては、企画展示室について公開承認施設仕様の計画であり、文化庁及び東京文化財研究所との協議を要する。これに協力・対応のこと。

工事期間及びコンクリートの枯らし期間（2 夏）を経て令和 8 年度中の開館を予定している。これに向けた概略工事工程及び工事施工計画を考慮した設計内容とすること。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

- ・総合
- ・構造
- ・電気設備（昇降機を含む）
- ・機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等を含む）

(b) 実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

- ・総合
- ・構造
- ・電気設備（昇降機を含む）
- ・機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等を含む）

(c) 解体設計

- ・新規に作図する主な図面は、解体特記仕様書、仮設計画図、既存遊具移設撤去図、公園内樹木移植及撤去図、既存工作物等（スロープ・外灯・銅像等）移設撤去図とし、身障者用便所解体に係る一般図（仕上表、平面図、立面図、断面図、設備図等）、その他の各詳細図は既存の図面を複写することにより成果物とすることができる。
- ・現地調査を実施し、改修等を行っている部分を新規図面に反映する。
- ・地中構造物解体時の湧水等の可能性について検討を行う。

	業務内容の項目		業務対象範囲
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	○
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		○
基本設計内容の建築主への説明等		○	
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の策定	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書等の作成	○
概算工事費の検討		○	
実施設計内容の建築主への説明等		○	
設計意図の伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		

○：業務対象範囲

(2) 建築設計・展示設計業務区分(案)

項目	建築	展示	備考
本体全般	○	△	展示に係る部分は展示側より提案、調整。
展示ケース、什器、模型、造形		○	
映像、音響、情報機器(コンテンツ)		○	
館内ピクトサイン	○	△	
展示誘導動線サイン	△	○	
空調設備	○	△	展示側より条件提示
防災設備	○	△	展示側より条件提示
衛生設備	○		
電気設備	○	△	展示側より条件提示
情報通信網設備(LAN、電話配線等)	○		

※○は主体業務、△は補助的業務とするが、上記設計業務区分はあくまで概略である。

記載外の項目等を含めて業務内において、建築設計業務受託者、設計支援(CM)業務受託者及び発注者を含めて詳細調整のこと。

※展示室・博物館ゾーンにおける各種設計は、展示設計業務主体での検討を要する部分があり、建築設計・展示設計業務間で相互調整のうえ、設計内容に反映のこと。

(3) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務
 - ・建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
 - ・電気設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
 - ・機械設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成)
- ・透視図作成(外観)
 - [種類(カラー彩色) 判の大きさ(A3) 枚数(外観2枚以上、内観3枚以上) 額の有無(有)及び材質(アルミ)]
- ・模型製作
 - [完成模型 縮尺(1/200程度) ケース入り着色模型(周辺共)]
 - [ステイ模型 縮尺(1/400程度)]
- ・計画通知又は確認申請に関する手続き業務
 - 構造計算適合性判定 ((有)・無)
 - 建築物のエネルギー消費性能適合性判定 ((有)・無)
 - (各手数料の納付は含まない。但し、受注者の責に帰すべき事由により再申請・変更申請が生じた場合の手数料については受注者の負担とする。)
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - (公開承認施設届出、文化庁文化財課協議、
 - バリアフリー法第17条に基づく認定、一定規模以上の土地の形質変更届等)
- ・概略工事工程表の作成
- ・建築物エネルギー消費性能確保計画の作成
- ・設計に必要な調査・測定

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、監督職員及び CM r の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 作成した成果物が各要求事項及び協議内容に対応していることを照査のうえ CM r の確認を経て、成果物を監督職員に提出する。
- (e) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化や工事日数短縮）に配慮する。
- (f) 監督職員の承諾を受けた成果物の提出及び建築確認済証の交付を以て納品完了とする。
- (g) 当該設計による工事を発注する際に単価の見直し及び専門業者の見積の再徴取が必要となった場合においては、これに協力すること。
- (h) 別添「事業関与者役割分担表」の各段階に記載の【設計者】の業務を参照のこと。

(2) 適用基準等

本業務に関連のある基準等については、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、貸与品及び市販されているもの以外は国土交通省ホームページに掲載している。

URL http://www.mlit.go.jp/gobuild/_gobuild_tk2_000017.html

(a) 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料
- ・営繕工事積算チェックマニュアル
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計基準
- ・バリアフリー法（建築物移動等円滑化誘導基準への適合が望ましい）
- ・重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設に関する規定
- ・文化財公開施設の計画に関する指針
- ・国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項
- ・文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック
- ・文化財（美術工芸品）の防災に関する手引
- ・美術館・博物館のための空気清浄化の手引き（東京文化財研究所）
https://www.tobunken.go.jp/~ccr/pub/190410aircleaning_guideline.pdf
- ・文書館・文化財展示収蔵施設における「生物被害対策」
<https://www.tobunken.go.jp/japanese/publication/pestdamages/index.html>

- (b) 建築
 - ・ 建築工事設計図書作成基準
 - ・ 建築工事設計図書作成基準の資料
 - ・ 敷地調査共通仕様書
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 建築設計基準
 - ・ 建築設計基準の資料
 - ・ 建築構造設計基準
 - ・ 建築構造設計基準の資料
 - ・ 建築工事標準詳細図
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
 - ・ 表示・標識標準
 - ・ 擁壁設計標準図
 - ・ 建設廃棄物処理指針
 - ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
 - ・ 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン

- (c) 建築積算
 - ・ 公共建築数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
 - ・ 建築積算のための仮設計画標準

- (d) 設備
 - ・ 建築設備計画基準
 - ・ 建築設備設計基準
 - ・ 建築設備工事設計図書作成基準
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）
 - ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
 - ・ 昇降機技術基準の解説
 - ・ 昇降機耐震設計・施工指針
 - ・ 建築設備設計・施工上の運用指針

- (e) 設備積算
 - ・ 公共建築設備数量積算基準
 - ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

(3) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

・要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（調査職員の押印済み）」を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

登録技術者は、契約書の規定により通知のあった者（管理技術者及び照査技術者）を基本とする。

主任担当技術者の登録を行う場合には、当該技術者の配置が決まり次第「主任担当技術者について(届出)」を「主任担当技術者経歴書」を添えて監督職員に提出の上、承認を得ること。

(4) 業務計画書・報告書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、下記(a)、(b)、(d)及び(e)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の状況
- (b) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- (d) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、建築士事務所登録番号、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
ただし、主たる分担業務分野（総合分野のうち、積算に関する業務を除く業務）を再委託しないこと。
- (e) 追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、平成23年4月1日以降に契約履行が完了した当該分野における業務の実績、手持ち業務の状況（総合、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「契約履行が完了した同一・同種公共・公共業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。

なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ①契約履行が完了した施設の設計業務実績
- ②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
- ③次を満たす施設の設計業務実績
 - 1) 同一業務の実績における対象施設は、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型十二・建築物の用途等第2類に該当する施設で「美術館、博物館」に係る延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。
 - 2) 同種公共業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体等が発注する工事(※)で、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型十二・建築物の用途等第2類に該当する施設に該当し、延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。

- 3) 公共業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体等が発注する工事(※)で、「平成31年国土交通省告示第98号別添二」による建築物の類型三～十二に該当する施設に該当し、延べ面積2,000㎡以上の建築物とする。

(※)国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に定める公共工事

○「医療法(昭和23年法律第205号)第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法(平成15年法律第112号)第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法(平成15年法律第118号)第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

(f) 公共建築設計業務委託共通仕様書 第3章 3.2に定める設計方針

(g) 業務体系図

(h) 業務工程表(予定) (各技術者の「業務予定日数/月」及び「予定総員数」を記載)

(i) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

業務報告書は、次の構成とする。

(a) 業務工程表(実施) (各技術者の「業務実施日数/月」を記載)

(b) 設計業務日報 (担当者毎に日々の業務内容について簡潔に記載)

(c) 打合せ議事録 (発注者及び関係各所、協力事務所等との打ち合わせ結果及び必要な検討事項等を記載)

(5) 監督職員の権限内容

監督職員は、受注者に対する指示、承諾または協議、及び関連業務との調整、業務の進捗状況の確認、本特記仕様書の記載内容との照合その他契約の履行状況の調査を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は解除の必要があると認める場合における契約担当官等に対する報告等を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。

(6) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。また、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(a) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・建築士法(昭和25年法律第202号以下同じ。)第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有するもの
- ・2.(4).注)に示す同一・同種公共・公共業務のいずれかにおいて、主任担当技術者以上での実績を有するもの
- ・管理技術者は総合分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。

(b) 主任担当技術者

主任担当技術者の資格要件は次により、総合、構造、電気、機械、コスト管理の分野毎に1名配置するものとする。

主たる分野(総合)の主任担当技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属するものを配置しなければならない。

①総合

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有するもの
- ・ 平成 2 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの

②構造

- ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有するもの
- ・ 平成 2 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの

③電気及び機械

- ・ 電気分野及び機械分野の主任担当技術者は、建築士法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日建設省令第三十八号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士または設備設計一級建築士の資格を有するもの
- ・ 平成 2 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの

④コスト管理

- ・ 社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有するもの
- ・ 平成 2 3 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの

(7) 貸与品等

貸与可能資料	適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存建築物設計図書一式 天赦園トイレ建築工事（設計変更図、施工図を含む） ・ RIBC 標準単価データ ・ 地盤調査資料 	

貸与場所（ 建築住宅課 ） 貸与時期（ 業務着手時以降 ）

返却場所（ 建築住宅課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

※地盤調査資料については、本業務と並行して調査予定

(8) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督職員及び CM r 又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) 設計定例会議（隔週一回程度）
- (d) その他（基本設計図書提出時、実施設計図面提出時、実施積算資料提出時）

※打合せには管理技術者が出席しなければならない。

(9) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

1) II 3. に規定する成果物（未完成の成果物を含む）

2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。

- ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- ② 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データに

よる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

- ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、Ⅱ 2.(7)により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(10) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲① (基本設計成果物)
 - ・指定部分の履行期限 (令和4年4月30日)
 - 指定部分の範囲② (公園内トイレ設計成果物)
 - ・指定部分の履行期限 (令和4年10月31日)
 - 指定部分外の各成果物提出時期
 - ・実施設計図面 (履行期限の150日前まで)
 - ・積算資料 (履行期限の90日前まで)
 - ・建築確認申請図書 (履行期限の90日前まで)
- ※積算業務は実施設計図面について CM r の検証・確認を受けた上、監督職員が受領・確認後に着手すること。
- (b) 成果物の提出場所 (建設部建築住宅課)
 - (c) 成果物の取り扱いについて
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
 - (d) 写真の著作権の権利等について
受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ① 写真は、宇和島市が行う事務並びに宇和島市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (e) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - ② ①により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - ④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(11) 照査

(a) 照査技術者の適用 ((有)・無)

本業務における照査は受託者との間に資本関係及び人的関係のない第三者の照査技術者によるものとして照査技術者を定め、発注者に通知すること。なお、第三者照査を行うものが、構造及び設備等の照査を別の建築士事務所に再委託できるものとする。

(b) 照査技術者及び配置する技術者（以下、照査技術者等）の資格要件

照査技術者等の資格要件は次による。

① 照査技術者

- ・建築士法（昭和25年法律第202号以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有するもの
- ・平成23年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの
- ・本業務の各担当技術者でないもの

② その他、各部門照査者を配置する場合における各技術者の資格要件は次による。

- ・平成23年4月1日以降に契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有するもの
- ・本業務の各担当技術者でないもの

(c) 照査業務一般事項

① 照査技術者には、別添「照査業務事項」に定める照査を行わせるものとする。

② 照査技術者には、業務の着手に先立ち、別添「照査業務事項」に基づく照査計画書を提出させるものとする。

③ 受託者は、照査技術者が別添「照査業務事項」に基づき行った照査結果を「照査報告書（照査技術者等の署名捺印）」としてとりまとめたものを提出すること。

④ 監督員が必要と認めた場合には、受託者は監督員等との協議に第三者照査者を立会させなければならない。

(12) その他事項

(a) 設計業務一般事項

① 受注者は、公共の利益のために、より高度な知識と経験により、誠意をもって設計にあたらなければならない。

② 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷等した場合には、受注者の責任と費用負担によって修復するものとする。

③ 受注者は、常にコスト縮減を意識し、その業務にあたること。

④ 受注者は、設計にあたり施工業者または製造業者等から有償・無償を問わず一切の技術援助、その他利益又は助力を受けてはならない。但し、特別の事由により必要とする場合は、監督員と協議し確認を受けなければならない。

⑤ 受注者は、本特記仕様書及び設計概要書等に従って設計するものとし、各種条件設定、材料、工法、方法等を比較検討・精査し、過大な設計を行ってはならない。

⑥ 設計の各段階における重要事項決定に際して、市内部で意思決定を行うための資料作成を行うこと。また、議会・市民に情報提供を行うための資料作成に協力すること。

⑦ 当該設計に係る事業が国等の実施する会計検査の対象となった場合において、設計技術的立場としての説明を求めることがある。また同検査において設計に係る指摘、確認事項が示された場合においては、これに対応すること。

⑧ 受注者は、設計に必要な調査等にて、国有地・公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

⑨ 受注者は、関係官公庁、上水道、電力、ガス供給事業者、下水道監理者及び関係水利権者等との打合せを行い、関係諸法規・条例及び行政指導事項を遵守して設計すること。

⑩ 発注者及び関係各所、協力事務所等と協議した内容について、議事録を作成して提出すること。

⑪ 建築確認申請における「補正又は追加説明書を求める事項」等の各種是正対応を行い、設計図書に反映させること。

- ⑫ 別途発注の地盤調査について、下記の検討・指示し、同調査報告書の内容の確認を行う。
- ・ボーリング調査位置及び箇所数並びに打ち止め基準
 - ・地盤調査、土質試験の追加調査等の要否
 - ・土質試験用試料の採取箇所
 - ・土質試験結果に基づく液状化の判定

液状化危険度の予測については、液状化の可能性（FL 値）、液状化による危険度（PL 値）、液状化の程度（Dcy 値）を総合的に判断して行う。

なお、液状化の具体的に計算については、「建築基礎構造設計指針」4.5 節 地盤の液状化 1. 液状化判定、[計算例 1] 4.5 節 液状化判定と動的水平変位及び残留沈下量及び「建築物の構造関係技術基準解説書」7.3.2(4)ウ) 表層地盤の液状化の可能性の確認による。

(b) 設計業務注意事項等

- ① 敷地現況について、地積測量資料等を基に受注者により現況確認を行い、設計図書に反映させるとともに、工事施工に必要となる仮設計画の立案等を行うこと。
- ② 契約図書に規定する成果物には、同等品としての参考記載を除き、特定の製品・製造所等を指定する記載をしてはならない。ただし、これに依り難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得ること。
- ③ 機械、機器類の容量、圧力等は設計数量とし、製造業者のカタログ値、公表値等は、これを記入してはならない。但し、日本工業規格等その他公的な規格のあるものはその限りではない。
- ④ 設計及び積算にあたり、製造業者等から参考見積を徴集する場合は、予め監督員の確認を受けなければならない。
- ⑤ 受注者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。
- ⑥ 受注者は、建築・電気・機械等の各設計や計算書、積算資料、その他説明書等の各々及び相互の整合を確認・精査し、誤謬・脱漏・不整合等の修正を行うための照査をしなければならない。なお、照査に用いた資料等は、監督員又は検査員の指示があった場合には速やかに提出し、必要に応じて照査の過程を説明しなければならない。
- ⑦ 照査完了後の設計数量に、著しい誤謬・脱漏が認められた場合には、監督員の指示により第三者による数量調書の再作成を行い、全体の設計数量の正誤を確認すること。
- ⑧ 当該設計により施工される工事等において設計に起因する不備（設計図書間不整合、設計数量及び単価の誤謬・脱漏、あきらかな協議・調整不足等による事項等）により設計変更や協議等の必要が生じた場合、管理技術者を中心としてこれに対応すること。
なお、設計に起因する不備により建築確認における計画変更等の各種変更申請を要する場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ⑨ 受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書の作成・修正等を行うものとする。
 - ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき
 - ・杭工事施工時における杭芯ずれに伴う設計変更が生じたとき

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物等	部数	製本形態	適用
(a) 建築（総合） ・ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 現況図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ・ 工事費概算書 ・ 仮設計画概要書 ・ 関係法令チェックリスト	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 A4 A4 A4	A3 A4 A4 A4
(b) 建築（構造） ・ 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ・ 工事費概算書	各 1 部 各 1 部	A4 A4	A3 A4
(c) 電気設備 ・ 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ・ 工事費概算書	各 1 部 各 1 部	A4 A4	A3 A4
(d) 機械設備 ・ 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ・ 工事費概算書	各 1 部 各 1 部	A4 A4	A3 A4
(e) その他 ・	各 部	A4	A4
(f) 資料 ・ 各種技術資料 ・ 各記録書 ・ 成果品 CD データ	各 1 部 各 1 部 各 1 部	A4 A4	適宜 A4 収納ファイル納め

(注)：建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

：建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

：新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設的设计段階におけるコスト管理ガイドライン」に基づくこと。

(2) 実施設計

成果物等	部数	製本形態	適用
(a) 建築（総合）			
・ 建築（総合）設計図	各 1 部		A1 又は A2 及び A3 縮小版 縮尺は協議により決定とする
表紙			
図面目録			図面枚数が少ない場合は表紙と組み合わせる
建築物概要書			建物の規模、階数、構造、設備の概要
特記仕様書			工法や使用材料の種別・等級・方法などを指示 条件明示事項及び注意事項を記入
工事区分表			特定の同一部位に対し、複数の契約工事による施工が行われる場合に作成する。
仕上表			外部・内部の表面仕上材や色彩などの指示 見積採用品仕様を中心に参考同等品を記載
面積表及び求積図			建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率などを記入
敷地案内図			敷地環境・都市計画的関連、方位、地形など 必ず北を上にする
配置図			建物のプロット、アプローチ、庭園樹木などを記入 敷地(道路)境界点及び基準点の座標値を記入 ベンチマークの座標値及び標高（TP）を記入
敷地現況図			方位、敷地境界、敷地内外高低差、既存建物、周辺建物等、既存植栽、既存工作物、既存給排水等設備を含む屋外設備などを記入
平面図（各階）			家具や棚なども記入
断面図			主要部を 2 面以上つくる 垂直寸法関係を示す
立面図（各面）			東、西、南、北の 4 面 隠れた部分は別図で示す
矩計図			建物と地盤、垂直方向の各部寸法の基準や基準詳細を示す
展開図			北から時計回りにかく 設備関係の取付も破線で示す
天井伏図（各階）			天井面の仕上材、割付、照明の位置など記入
平面詳細図			主要部分の平面・断面・展開などの詳細な納まりを示す
部分詳細図 （断面含む）			主要部分の平面・断面・展開などの詳細な納まりを示す
建具位置図・建具表			建具の詳細、附属金物、数量、仕上げ等を示す
外構図			歩道、車道、駐輪場、駐車場、圍障、植樹等
総合仮設計画図			仮囲い・足場・揚重機・交通誘導員等、施工工程計画を含む
サイン計画図及び詳細図			サインの詳細、数量、仕上げ等を示す
家具等位置図及び詳細図			家具の詳細、附属金物、数量、仕上げ等を示す 造作家具と既製家具の区分を示す
法令チェック図			各種法令上の確認
・ 建築確認申請関係図書	各 1 部	A4	正本、副本
・ 各種届出書	各 1 部	A4	正本、副本

(b) 建築（構造）			
・ 建築（構造）設計図	各 1 部		A1 又は A2 及び A3 縮小版 縮尺は協議により決定とする
仕様書			特記事項の記入，構造概要・工法・材料などの指定
構造基準図			
杭伏図、地盤改良図			仕様、部材の位置、材料種別、数量、工法等を示す
伏図（各階）			部材の位置、材料の大きさ、位置、構法などを示す
軸組図			柱，間柱などの垂直架構材を主に示す
部材断面表			柱・梁・床・階段などの断面リスト，詳細を示す
各部断面図			柱・梁の垂直方向の架構詳細図
標準詳細図			
各部詳細図			架構部分の構造別詳細，階段など
・ 構造計算書	各 1 部	A4	
・ 建築確認申請関係図書	各 1 部	A4	正本、副本
・			

成果物等	部数	製本形態	適用
(c) 電気設備			
・ 電気設備設計図	各 1 部		A1 又は A2 及び A3 縮小版
仕様書			設備のシステムや工法・材料などを指定するもの
敷地案内図			
配置図			
電灯設備図			プロット図、系統図、結線図、各部詳細図、機器・器具一覧表として示す
動力設備図			
雷保護設備図			
受変電設備図			
構内情報通信網設備図			
構内電話設備図			
構内インターホン設備図			
映像・音響設備図			
拡声設備図			
テレビ受信設備図			
テレビ電波障害防除設備図			
火災報知設備図			
構内配電線路図			
構内通信線路図			
・ 昇降機設備設計図			
配置図			
昇降機設備図			
搬送機設備図			
・ 電気設備設計計算書	各 1 部	A4	
・ 昇降機設備設計計算書	各 1 部	A4	
・ 建築確認申請関係図書	各 1 部	A4	正本、副本
・			

成果物等	部数	製本 形態	適用
(d) 機械設備			
・ 空気調和設備設計図	各 1 部		A1 又は A2 及び A3 縮小版
仕様書			設備の能力や工法・材料などを指定するもの
敷地案内図			
配置図			
空気調和設備図			系統図、各部詳細図、機器・器具一覧表として示す
換気設備図			
排煙設備図			
自動制御設備図			
・ 給排水衛生設備設計図	各 1 部		A1 又は A2 及び A3 縮小版
仕様書			設備の能力や工法・材料などを指定するもの
機器地案内図			
配置図			
衛生器具設備図			系統図、各部詳細図、機器・器具一覧表として示す
給水設備図			
排水設備図			
給湯設備図			
消火設備図			
ガス設備図			
屋外設備図			
・ 空気調和設備設計計算書	各 1 部	A4	
・ 給排水衛生設備設計計算書	各 1 部	A4	
・ 建築確認申請関係図書	各 1 部	A4	正本、副本
・			

成果物等	部数	製本 形態	適用
(e) 建築積算			
・ 工事費内訳書	各 1 部	A4	指示様式に金額・数量入
・ 建築工事積算数量算出書	各 1 部	A4	積算部位図を含む
・ 建築工事積算数量調書	各 1 部	A4	
・ 見積書等関係資料	各 1 部	A4	見積依頼資料及び見積比較表、見積査定検討資料を含む
・ 営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト (建築工事編)	各 1 部	A4	確認修正履歴を含む
・ 単価資料	各 1 部	A4	刊行物比較表及び刊行物単価写しを含む
(f) 電気設備積算			
・ 工事費内訳書	各 1 部	A4	指示様式に金額・数量入
・ 電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	A4	積算部位図を含む
・ 電気設備工事積算数量調書	各 1 部	A4	
・ 見積書等関係資料	各 1 部	A4	見積依頼資料、見積比較表見積査定検討資料を含む
・ 営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト (電気設備工事編)	各 1 部	A4	確認修正履歴を含む
・ 単価資料			刊行物比較表を含む

(g) 機械設備積算			
・工事費内訳書	各1部	A4	指示様式に金額・数量入
・機械設備工事積算数量算出書	各1部	A4	積算部位図を含む
・機械設備工事積算数量調書	各1部	A4	
・見積書等関係資料	各1部	A4	見積依頼資料、見積比較表見積査定検討資料を含む
・営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト (機械設備工事編)	各1部	A4	確認修正履歴を含む
・単価資料			刊行物比較表を含む
(h) その他			
・建築確認済証及び関係許可・同意書等	各1部	A4	正本、副本
・透視図	各2部		Ⅱ 1. (3) による
・模型	各1部		Ⅱ 1. (3) による
・建築物エネルギー消費性能確保計画	各1部	A4	正本、副本
・設計説明書	各1部	A4	
・概略工事工程表	各1部	A4	総合仮設の各設置期間等の記載を含む
・施設使用条件書		A4	
i. 資料			
・各種技術資料	各1部	A4	経済比較資料、工法検討資料等
・構造計算データ	各1部	A4	
・各記録書	各1部	A4	
・照査計画書	各1部	A4	
・照査報告書	各1部	A4	
・住民説明等に必要な資料	各1部	A4	
・成果品 CD データ	各1部		収納ファイル納め

- (注) : 成果品は3. (1) (2) の記載順での整備を基本とし監督員と協議のこと。
- : 成果品目録及びインデックスにより分かりやすい成果品整備に努めること。
 - : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に入れることができる。
 - : 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。
 - : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 - : 「CD-R による提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、建築設計業務等電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン【営繕業務編】による。
 - : CAD 図面データ形式は JWW 形式とする。

新伊達博物館建築設計業務概要書

1 基本的な考え方

宇和島市立伊達博物館は、昭和49年の開館より半世紀を迎えようとしており、建物本体及び設備施設の経年劣化は激しく、近い将来に起こるとされている南海トラフ巨大地震に対する耐震性もない。そこで、令和8年度の開館を目指して、宇和島が誇る歴史文化を安心して後世につなぎ、その魅力を市民はもとより、国内外に発信するための施設として、「地域の歴史文化の再生、共創の象徴となるべき博物館」、「新しいまちづくりと景観の美しさの象徴となるべき博物館」を基本理念として、新たな博物館を整備することになった。

なお、伊達博物館の整備にあたっては文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の申請を前提としているため、博物館法（昭和26年法律第285号）、文化財保護法等の関係法令の遵守はもとより、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設に関する規定」、「文化財公開施設の計画に関する指針」、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項」、「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」、「文化財（美術工芸品）の防災に関する手引」等、文化庁が定める通知等の遵守にも努めるものとする。

2 施設概要

(1) 名称

宇和島市立伊達博物館

(2) 所在地

宇和島市天赦公園101-1ほか

(3) 施設構造等

- ① 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て以上
- ② 延べ床面積 4,000㎡程度

(4) 諸室構成等

伊達博物館改築事業基本計画の「9 新博物館の規模」における諸室構成を参考として提案を求めるが、博物館ゾーンについては特に、津波・水害リスクから避けることを考慮した配置とすること。

(5) 予定工事費 約2,590,000千円（税別）

宇和島市伊達博物館改築事業基本計画時概算

（上記金額には、建築工事費、液状化対策費、外構費（銅像移設を含む）、敷地内解体整備費、を含む。

展示工事費、資料移設費、備品費、開館準備費、既存博物館解体費は含まない。）

3 特記事項

伊達博物館改築事業基本構想及び伊達博物館改築事業基本計画はもとより、伊達博物館建替委員会議事録、伊達博物館改築事業基本計画パブリックコメント及び市民説明会質疑応答（関連資料は宇和島市ホームページに掲載）を精読し、狙いとする効果の発揮や課題となっている問題の解消を図るため効率的な配置を行う。特に以下のことに留意すること。

【建物全般】

○施設は、交流ゾーン及び博物館ゾーンにて構成されるものとするが、それぞれの施設の設置趣旨を踏まえ、諸室におけるその位置づけを明確にすること。

○建設予定地は津波等浸水被害想定域であるため、津波災害を前提とした施設整備や災害対策を講じること。

○国指定名勝天赦園に隣接することから、天赦園からの景観に配慮し、なおかつ相乗効果が見込める配置や意匠とすること。

○施設から宇和島城を眺望できる配置や諸室構成を検討すること。

○ユニバーサルデザインに配慮した施設とすること。

○宇和島市の「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」に基づき木質化に配慮すること。

https://www.city.uwajima.ehime.jp/uploaded/life/35963_101693_misc.docx

○施設維持費の縮減に配慮した施設とすること。

【交流ゾーン】

○宇和島市の歴史・文化等を広く紹介する総合ガイダンスの役割を担うとともに、市民や観光客が日常的に交流できるゾーンとすること。

○博物館ゾーンとも一体となり、相乗効果を発揮できる施設とすること。

【博物館ゾーン】

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の申請を前提としているため、法令を遵守し文化庁並びに関係諸官庁の基準、通達に沿った施設整備の検討を行うこと。

【外構計画等】

①広場

○新博物館及び国の名勝天赦園をつなぐ重要な施設となるため、新博物館（広場を含む）と天赦園が景観的・機能的に相互に魅力を高め合い、賑わいを創出することを目指すこととする。なお、新博物館（広場を含む）と天赦園との境界塀は改築を予定している。

②建設工事中の代替機能

○新博物館工事中においても、現遊具公園は、広場内に代替機能を設けることとしているため、代替となる遊具公園について、従来の広場利用者にも配慮した遊具配置計画等の検討をすること。

○新博物館工事中においても、現遊具公園内トイレは代替機能を設けることとしているため、設置位置等の検討をすること。なお、トイレについては、工事期間中のみならず、新博物館完成後も公園利用者のために使用させるものとして検討すること。

③駐車場計画

○自動車駐車場の計画について、歩行者や車両の安全に配慮した配置計画を検討すること。また、自転車駐車場の計画についても検討すること。

※自動車駐車場想定台数

一般車両 30 台程度（※現公園駐車場除く）

身障者用 2 台程度

観光バス 2 台程度

④その他

○天赦公園内のジンダイアケボノをはじめとする樹木について、天赦公園内での移植を含め、可能な限り天赦公園内に残置する計画を検討すること。

事業関与者役割分担表-1

項目		役割分担		
		【委託者】 (発注者)	【CM受託者】	【設計者】 建築設計・展示設計
【1】 共通業務				
1	基本設計・実施設計共通			
	① プロジェクト情報管理（情報管理システムの構築・運営）	決定	支援・運営	協力
	② 会議体の提案と運営（各種設計打合せ、ワークショップ等）	決定・出席	支援・出席	主催
	③ プロジェクト関係者への説明（議会・検討委員会を含む）	実施	支援	協力
	④ マスタースケジュールの更新	実施	支援	協力
	⑤ プロジェクトの目標と要求の更新	決定	支援	承諾
【2】 基本設計段階				
1	基本設計開始段階の検討			
	① 設計要件の設定（基本方針、目標コスト、目標工期等）	決定	支援	承諾
	② 基本設計方針の策定	承諾	支援	策定
	③ 基本設計スケジュールの管理	承諾	支援	管理
2	基本設計の内容確認			
	① 基本設計内容の検証・確認（品質、工程、コストなど技術的課題を含む）	監督	支援	作成
	② 設計課題の管理	監督	支援	管理・運用
	③ 設計者作成の工事費概算の検証・確認	監督	支援	作成
	④ コスト推移の管理	監督	支援	管理・運用
	⑤ 工事施工スケジュール案の作成 (建築設計・展示設計の業務間相互調整含む)	監督	支援	作成
	⑥ 総合仮設計画図の作成	監督	支援	作成
	⑦ 設計者提案の構工法・施工性の検証・確認	監督	支援	作成
	⑧ 設計者より提出される技術提案・V E 提案の検証・確認	採否判断	支援	作成
	⑨ 発注側でのV E 案の検討、設計者への検討依頼	作成・採否判断	作成・支援	検討
	⑩ 積算（概算）資料の検証・確認	検査	支援	作成・照査
	⑪ 基本設計図書等の内容の検証・確認 (建築設計・展示設計の業務整合確認及び各部門間設計図書の整合確認)	検査	支援	作成・照査
	⑫ 基本設計成果品の検収（契約書に基づく成果物）	検収	支援	提出
	⑬ 基本設計の公表（中間、完了時）及びパブリックコメント募集	実施	支援	協力
	⑭ 基本設計説明会の開催（市民向け）	実施	支援	出席・協力

※主な用語の定義

支援：日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」における業務委託書による業務内容及びプロポーザル業務提案書等に基づき、委託者への提案・助言・報告及び支援対象業務受注者への依頼・確認並びにプロジェクト関係者への説明を行うことをいう

監督：業務委託契約書に基づき、指示・承諾・回答・協議・確認・調査を行うことをいう

作成：業務委託特記仕様書及びプロポーザル業務提案書等に基づき各種資料を作成・提出し、委託者の指示及びCM受託者の依頼に対応することをいう

照査：業務委託特記仕様書に基づき、「照査業務事項」に定める照査を行うことをいう

検査：提出資料等を検証し、成果物受領の可否判断を行うことをいう

事業関与者役割分担表-2

項目		役割分担		
		【委託者】 (発注者)	【CM受託者】	【設計者】 建築設計・展示設計
【3】 実施設計段階				
1	実施設計開始段階の検討			
	① 目標予算の確認（基本設計から更新がある場合）	決定	支援	承諾
	② 設計要件の更新（パブコメの反映等、発注者側からの更新がある場合等）	決定	支援	承諾
	③ 実施設計方針の策定	承諾	支援	策定
	④ 実施設計スケジュールの管理	承諾	支援	管理
2	実施設計の内容確認			
	① 実施設計内容の検証・確認（品質、工程、コストなど技術的課題を含む）	監督	支援	作成
	② 設計課題の管理	監督	支援	管理・運用
	③ 設計者作成の工事費概算の検証・確認	監督	支援	作成
	④ コスト推移の管理	監督	支援	管理・運用
	⑤ 工事施工スケジュール案の更新 (建築設計・展示設計の業務間相互調整含む)	監督	支援	作成
	⑥ 総合仮設計画図の更新	監督	支援	作成
	⑦ 設計者提案の構工法・施工性の検証（基本設計からの更新がある場合）	監督	支援	作成
	⑧ 設計者より提出される技術提案・V E 提案の検証・採否	採否判断	支援	作成
	⑨ 発注側でのV E 案の検討、設計者への検討依頼	作成・採否判断	作成・支援	検討
	⑩ 積算資料の確認・検収	検査	支援	作成・照査
	⑪ 実施設計図書等の内容の確認（意匠、構造、設備図の食い違いチェック、展示：空調、電気図の食い違いチェック、建築設計、展示設計との相互調整必要）	検査	支援	作成・照査
	⑫ 許認可にかかわる申請	提出	支援	作成・照査
	⑬ 実施設計成果品の検収（契約書に基づく成果物）	検収	支援	提出
3	什器・備品、特殊機器など付帯設備への対応			
	① 必要な付帯設備の検討	検討・調整	支援	協力
	② 付帯設備の仕様の検討と設計スケジュールの整合性確認、調整	検討・調整	支援	協力
	③ 付帯設備の発注仕様書・計画書の更新	検討・調整	支援	協力
	④ 付帯設備と建物要求事項の設計への反映確認	監督	支援	設計反映
	⑤ 付帯工事の概算費用の確認	確認	支援	-

※主な用語の定義

- 支援：日本コンストラクション・マネジメント協会発行「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2020年8月改定版）」における業務委託書による業務内容及びプロポーザル業務提案書等に基づき、委託者への提案・助言・報告及び支援対象業務受注者への依頼・確認並びにプロジェクト関係者への説明を行うことをいう
- 監督：業務委託契約書に基づき、指示・承諾・回答・協議・確認・調査を行うことをいう
- 作成：設計業務特記仕様書及びプロポーザル業務提案書等に基づき各種資料を作成・提出し、委託者の指示及びCM受託者の依頼に対応することをいう
- 照査：業務委託特記仕様書に基づき、「照査業務事項」に定める照査を行うことをいう
- 検査：提出資料等を検証し、成果物受領の可否判断を行うことをいう

伊達博物館改築事業
 予定事業工程(参考)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4月	4月	4月	4月	4月	4月
建築設計・展示設計業務期間						
公園内トイレ先行発注等準備期間						
公園内トイレ建設工事期間						
解体・建設工事発注等準備期間						
既設トイレ等解体工事期間						
建設工事期間						
枯らし期間					夏季	夏季
展示製作・工事期間						
資料搬入等期間						
開館						

※コンクリート打設後に夏季枯らし期間を2季経て令和8年度の開館を予定する
 ※主要な工程の概略工程のみを示すもの
 ※業務にて関係事業等を整理し調整を図ること

照査業務事項

設計種別	照査項目	照査対象	照査方法	報告時期
設 基 本	設計条件の確認	各基本設計図書	・各計画に設計条件が適切に反映されていることを確認する。	基本設計の承認時
	概算工事費の確認	工事費概算書	・概算工事費の算定方法が適切であることを確認する。	〃
	法令適合の確認	関係法令チェックリスト	・基本設計が対象法令に適合していることを確認する。	〃
実 施 設 計	基本図の確認	配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等	・基本設計図書が適切に反映されていることを確認する。	基本図の承認時
	意匠図・構造図及び設備図の確認	建築(総合)図面 建築(構造)図面 電気設備図面 機械設備図面 工事区分表	・各図面間並びに部門間に不整合・誤謬・脱漏・重複等の不備のないことを確認する。 ・過大設計となっていないことを確認する。 ・当該工事と別途工事の区分が明確になっていることを確認する。	実地設計図面 成果品提出時
	構造計算の確認	建築(構造)図面 構造計算書	・構造図と構造計算書との間に不整合がないことを確認する。	建築確認申請図書 成果品提出時
	法令及び基準等への適合確認	法令チェック図 その他図面全般	・設計建築物が、建築基準法、消防法、省エネ法、その他当該設計建築物に係る各関係法令及び基準に適合していることを確認する。	〃
	積算数量の確認	積算数量算出書 積算数量調書	・受託者が積算し作成した積算数量算出書及び積算数量数量調書が適正であることについて、第三者照査者が同じ積算を行うことにより確認する。	積算資料 成果品提出時
	工事費積算の確認	工事費内訳書 見積等関係資料 単価資料	・発注者が示す積算のルールに則って積算されていること確認する。 ・各図面の内容が適切に積算に反映されていることを確認する。 ・受託者が作成した工事費内訳書について、採用したRIBC単価及び刊行物単価の適切性を確認する。 ・工事費内訳書の記載数量と積算数量調書に不整合がないことを確認する。 ・徴集した見積書について、徴集業者、見積内容及び価格並びに見積査定の適切性を確認する。 ・過大積算となっていないこと確認する。 ・営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト用いて設計図書を確認する。	〃
全 般	その他	上記の他、監督員が指示する設計図書	監督員が指示する方法	監督員が指示する 時期